

エコアクション21

環境活動レポート2012



(活動期間:2011年4月~2012年3月)



発行 2012年7月1日
発行責任者 青山 達



公益財団法人滋賀県体育協会

エコアクション21
認証・登録番号0000994

事業体系図

滋賀県体育協会は、大正14年に設立されて以来、スポーツの普及をとおして、県民の心身の健全な発達と明るく豊かなライフスタイルの形成に大きな役割を果たしてきました。

現在は、県民の誰もが年齢や目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しめるよう、総合型地域スポーツクラブの育成など、地域を基盤とした生涯スポーツの推進を図るとともに、加盟団体（50競技団体、16郡市体育協会）と連携をとりながら、国際大会や国体・各種目全国大会での本県選手の活躍や競技力の向上にも努めています。さらには、学校体育（3学校体育連盟）、スポーツ少年団等とも連携をとり、子どもたちの生涯を通じたスポーツライフの実現をめざしています。

また、当協会が指定管理者として管理代行する県立スポーツ施設の特性を生かし、安心・安全で笑顔のたえない施設管理を目指します。



環 境 方 針

環境理念

わが国最大・最古の湖「琵琶湖」を擁する滋賀県の豊かな環境は、かけがえのない資産です。しかし、私たちはその価値と自らも自然の一員であるということを忘れ、あたかも自然を支配できるかのごとく、豊かさと便利さを求めてきました。

こうした考え方や志向は、大量消費を前提にした社会経済活動と生活様式の定着につながることであり、結果として、広範な環境負荷を生じさせ、地域環境のみならず、人類の生存基盤である地球環境を悪化させており、将来世代に深刻な影響を及ぼす恐れがあります。

今こそ、私たちは、これまでの人間中心の自然観を反省し、日常の生活や事業活動を環境保全という視点で根本的に見直し、暮らしや事業活動の中で、誰もが環境改善に取り組むことができる「エコアクション21」を構築し、あらゆる環境負荷を低減するための具体的な行動を推進します。

（公財）滋賀県体育協会は県民に夢と感動を与え、県民のスポーツ活動を推進する団体として環境への取り組みを高い意識をもって進めるとともに、法令の遵守や汚染の未然防止はもとより環境保全活動を定期的に見直し、継続的改善に努めます。

行動指針

1. 滋賀県グリーン購入基本方針に基づく物品の調達および環境対応推奨品を優先的に使用します。
2. 水・電気・ガス機器等の適正使用を徹底し、省資源・省エネルギーに努めます。
3. 廃棄物の削減とリサイクルの推進により、ごみの減量化に努めます。
4. 全職員等が方針の周知と意識向上を図ることはもとより、当協会の活動に伴う環境負荷低減、あるいは、行事参加者や来館者に環境活動の啓発に努めます。

平成 24年 4月 1日
公益財団法人滋賀県体育協会

橋本 俊和

事業活動の概要

(1) 事業者名および代表者名

公益財団法人滋賀県体育協会
副会長兼理事長 橋本俊和

(2) 施設の所在地

事務局本部	大津市御陵町4-1
(事業所：管理施設)	
滋賀県立スポーツ会館	大津市御陵町4-1
滋賀県立彦根総合運動場	彦根市松原町3028
滋賀県立体育館	大津市におの浜4-2-12
滋賀県立武道館	大津市におの浜4-2-15
滋賀県立琵琶湖漕艇場	大津市玉野浦6-1
滋賀県立長浜ドーム	長浜市田村町1320
滋賀県立栗東体育館	栗東市上鉤514
滋賀県立柳が崎ヨットハーバー	大津市柳が崎1-2
滋賀県立アイスアリーナ	大津市瀬田大江町17-3

(3) 環境保全関係の責任者および担当者連絡先

統括者	理事長 橋本 俊和	連絡先 077-521-8001
副統括者	常務理事 増田 和貴	//
責任者	事務局長 青山 達	//
副責任者	総括次長 中松 秀夫	//
担当者	村田惣一郎	//

事業所環境推進委員

村田惣一郎(事務局本部)	077-521-8001
西川 莊吾(スポーツ会館)	077-522-0301
新川 哲也(彦根総合運動場)	0749-23-4911
今江 陽平(県立体育館)	077-524-0221
今江 陽平(県立武道館)	077-521-8311
藤橋 延好(琵琶湖漕艇場)	077-545-2165
雨森 幸二(長浜ドーム)	0749-64-0808
村田 径子(栗東体育館)	077-551-1030
山根 美穂(柳が崎ヨットハーバー)	077-527-1141
松林 正樹(アイスアリーナ)	077-547-5566

(4) 事業活動の内容(認証・登録範囲)

各種スポーツイベント事業・社会体育施設の管理・運営

認証・登録は、（２）の施設

（５）事業の規模

職員数 ８６名（臨時的任用職員含む）

床面積 ７６，２６２㎡（９施設）

（６）事業組織

施設名	敷地面積(㎡)	従業員数	認証・登録
事務局本部	スポーツ会館内	２７	○
滋賀県立スポーツ会館	１,３３８	９	○
滋賀県立彦根総合運動場	１４０,０７４	１４	○
滋賀県立体育館	１３,１３１	１１	○
滋賀県立武道館	４,９６８		○
滋賀県立琵琶湖漕艇場	８,３６９	５	○
滋賀県立長浜ドーム	７５,５００	７	○
滋賀県立栗東体育館	５,５８１	６	○
滋賀県立柳が崎ヨットハーバー	８,３６９	３	○
滋賀県立アイスアリーナ	２５,７０７	４	○
合 計	２８３,０３７	８６	○

（７）過去３年間の環境負荷の実績事業組織

	単位	２０１１年	２０１０年	２００９年
二酸化炭素の排出量	Kg-CO ₂	１,２４５,４５６	１,３３８,８５５	１,２２９,５４６
廃棄物の排出量	t	１６,２６８	２５,８６５	１９,４７４
水の使用量、排水量	m ³	４５,２５７	４９,２８６	４３,６９１
化学物質の使用量	k g	２９,６０６	２９,８８３	２４,０４８

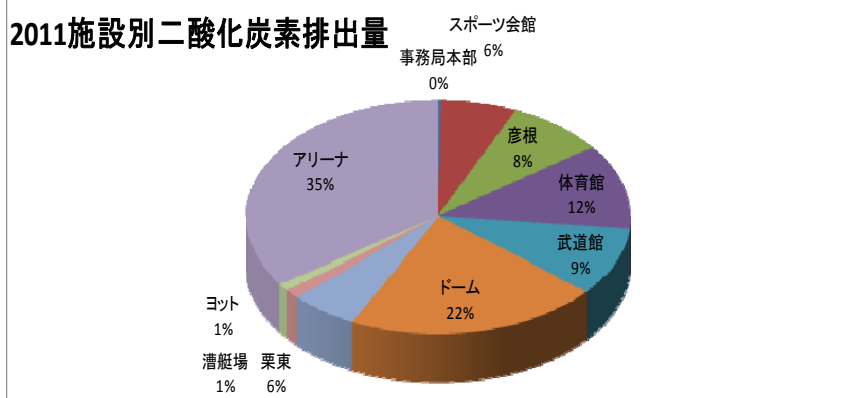
1. 環境目標とその実績

各事業所における2006年度から2011年度までの実績を把握し、2012年度の目標を下記のとおり設定して環境活動に取り組んでいます。

(1) 二酸化炭素排出量削減 (購入電力排出係数：関西電力0.355)

年度		2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2014年
項目		(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(目標)	(目標)
二酸化炭素排出量	総量(kg-CO2-年)	1,741,077	1,744,028	1,556,874	1,229,546	1,338,855	1,245,508	1,233,053	1,220,598
電気使用量	総量(kwh/年)	3,621,122	3,583,891	3,170,187	3,138,080	3,378,307	3,178,210	3,146,428	3,114,646
都市ガス使用量	総量(m3年)	46,797	43,085	42,074	41,626	52,643	43,181	42,749	42,317
重油	総量(ℓ年)	119,590	130,910	113,767	未設定	未設定	未設定	未設定	未設定
ガソリン	総量(ℓ年)	2,984	3,199	3,645	3,596	3,478	3,353	3,319	3,286

2009年度より彦根(温水プール)休止のため重油は未設定



(2) 総排水量削減

年度		2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2014年
項目		(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(目標)	(目標)
水資源投入量(上水道)	総量(m3年)	56,196	55,920	54,394	43,691	49,286	45,257	44,804	44,352

(3) 産廃物等総排出量削減

年度		2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2014年
項目		(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(目標)	(目標)
産廃物等総排出量	総量(kg・年)	12,923	18,517	14,999	19,474	25,865	16,268	16,105	15,943
	紙類循環廃棄物	総量(kg・年)	2,952	4,581	3,824	4,510	4,392	2,393	2,345
	一般循環廃棄物	総量(kg・年)	4,627	9,038	7,312	11,802	16,489	9,018	8,927
	廃棄物	総量(kg・年)	5,344	4,898	3,863	3,162	4,984	4,718	4,671

(4) 総物質投入量削減

年度		2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2014年
項目		(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(目標)	(目標)
総物質投入量	総量(kg・年)	6,139	10,026	7,851	7,812	7,896	7,698	7,621	7,544
	新聞	(kg)	1,609	1,598	1,355	1,255	1,313	1,179	1,155
	製品生産量(チラシ)	(kg)	未計測	5,491	3,057	3,213	3,051	3,506	3,436
	コピー用紙	(kg)	2,368	2,937	3,439	3,344	3,532	3,013	2,953

(5) 化学物質排出量削減

年度		2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2014年
項目		(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(目標)	(目標)
化学物質排出量	総量(kg・年)	29,108	26,841	24,743	24,048	29,883	29,606	29,310	29,014
	ハイクロン	(kg)	260	285	256	0	501	525	519
	次亜塩素酸ソーダ	(ℓ)	24,040	22,130	20,406	20,040	24,485	23,988	23,745

次亜塩素酸ソーダの比重は1.20で

環境活動の取組結果の評価

取組項目	2011年度目標	現在までの取組結果 (2011年4月～2012年3月)	評価と今後の課題
二酸化炭素排出量削減		実績／目標＝1,245/1,325t-CO ₂	目標達成
電力使用量削減	各施設の目標値による	実績／目標＝3,178/3,344(mwh)	目標達成 夏場の節電による電力使用の減
都市ガス使用量削減	各施設の目標値による	実績／目標＝43,181/52,117(m ³)	目標達成 空調機・ボイラーの使用減
重油使用量削減	各施設の目標値による	実績／目標＝	温水プール休止に伴い評価も休止
ガソリン使用量削減	各施設の目標値による	実績／目標＝3,353/3,443(L)	目標達成 エコ運転、ハイブリット車の利用増
廃棄物排出量			
紙類循環物質	各施設の目標値による	実績／目標＝2,393/4,348(kg)	目標達成
一般循環廃棄物	各施設の目標値による	実績／目標＝9,109/16,324(kg)	目標達成 漕艇場、ヨットの廃棄物の減による
廃棄物	各施設の目標値による	実績／目標＝4,766/4,934(kg)	目標達成
総物質投入量	各施設の目標値による	実績／目標＝7,698/7,817(kg)	目標達成
化学物質排出量	各施設の目標値による	実績／目標＝29,606/29,584(kg)	目標未達成 夏場の猛暑による、プールへの消毒剤の増
総排水量(上水道)	各施設の目標値による	実績／目標＝45,257/48,793(m ³)	目標達成 彦根陸上競技場工事による減、ドームの水の減
事務用品グリーン購入	エコマーク商品購入費	購入実績多数	目標達成 新たなエコ商品の開拓
地域活動			
びわこ一斉清掃への参加	参加	実績／目標＝7月	参加者数増
事業所周辺の定期清掃	3回実施	実績／目標＝3/3(回)	目標達成 参加者数増

原単位(利用者数1人あたりの排出量)による評価

(単位:人)

(単位:kg-co₂)

年度	(a)利用者数	(b)二酸化炭素排出量	b/a
2007	864,725	1,744,028	2.017
2008	877,348	1,556,546	1.774
2009	806,817	1,229,546	1.524
2010	935,621	1,338,855	1.431
2011	852,034	1,245,456	1.462

右の図は5年間の利用者数と1人当たりのco₂排出量を示した図である。

利用形態による、排出量の削減はあるが、昨年までは、毎年減少していた。

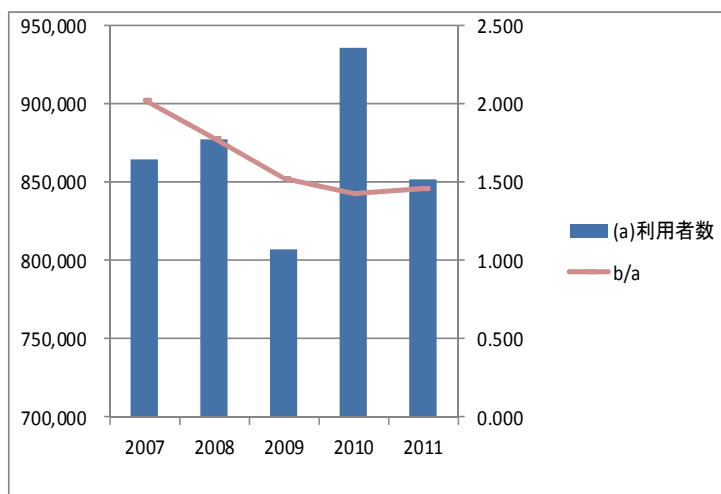
2007年には利用者1人あたり2.017kgであったco₂排出量が、2011年には1.462kgと環境活動計画の実施により着実に減少している。

今後も、利用者1人当たりのco₂排出量を削減できるよう計画を実行していく必要があるが、取組は限界に近づいている。

2009年の利用者数は、彦根の屋内プールの閉鎖と、陸上競技場(多目的)の利用者減による。

2010年は彦根のプール再開や、インカレ大会、アイスの貸切使用により利用者数が増えた。

2011年は、大きな大会が無く、彦根の陸上の工事もあり、利用者が激減した。2011年度は二酸化炭素の排出量も、激減したが、利用者数も減ったため、原単位は微増となった。



次年度への取組目標

- ① 現在の環境活動の取組は、限界に近づいており、今後は事業所別に項目(電気・水道等)ごとに精査して、取り組む。
- ③ 今年も猛暑が予想されるが、県民サービスの低下にならないように節電に努める。

目標達成のための活動計画の内容

(1) 電力使用量の削減

- ① 冷房設定温度は28℃目安、暖房設定温度は20℃目安とする。
- ② 昼休みなどは消灯を励行する。
- ③ 空調機のフィルターは月1回清掃する。
- ④ 未使用時にはノートパソコンのふた閉じをする。
- ⑤ 長時間使用しないパソコン・端末機は電源を切る。
- ⑥ 退社時、終了時には、パソコン・端末機の電源のオフを確認する。



「左側旧蛍光灯 右側 LED 蛍光灯」



「交換工事終了後の照明」

【設置当初(S59年)の蛍光灯からLED 蛍光灯に交換 H24年3月施行】

「県立スポーツ会館 トレーニング室」

(2) ガソリン使用量の削減

- ① 長時間、駐停車時のアイドリングストップ。
- ② エコ運転の実施（急のつく運転をしない）。
- ③ カーエアコンの設定温度は控えめにする。（冷房時26度、暖房設定温度は23度）
- ④ 不必要な荷物は積まない。
- ⑤ タイヤの空気圧(2.3kgf/cm)を適正に保つため、定期的なチェックの実施。
- ⑥ 平成22年度燃費基準達成車の低燃費車への切り替えやハイブリッド車の導入。

(3) 廃棄物排出量削減

事務室から出る廃棄物は、ごみ分別ルールにしたがって分別し、適正に廃棄する。

① 分別用ゴミ箱の配置。

適正な分別廃棄を推進するため、廃棄物の種類・量に合わせて分別廃棄箱を配備する。

② 廃棄物処理

廃棄物は、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」にしたがって処理を行う。



(4) 化学物質削減

- ① プールの塩素濃度を適正に保つ。
- ② 液漏れを起こさない。
- ③ 希釈を適正に行う。

(5) 総排出量削減

- ① トイレ用消音器を取り付ける。
- ② 水漏れを起こさない。
- ③ 止水状況が悪いと感じたときには早めにパッキングを取り替える。
- ④ 水は出しっ放しにはしない。
- ⑤ 水を使用するときには節水を心がける

(6) コピー紙新規用紙使用量の削減

- ① 回覧ですむものは人数分コピーしない。
- ② 「念のためもう一枚」を習慣にしない。
- ③ スタートボタンの前に倍率、用紙サイズ枚数、濃度等を点検する。
- ④ 縮小コピーを利用する。
- ⑤ 原稿台のガラスは常にきれいにしておく
- ⑥ コピー終了後にリセットボタンを押す。
(次の人のミスコピーを防ぐ)
- ⑦ 2枚以上の原稿をコピーする場合は、
できるだけ両面コピーをする。
- ⑧ コピー紙の裏面使用を促進する。但し機密文書は使用しない。
- ⑨ 環境管理責任者は、関連部門又は顧客と連携し、コピー用紙使用量削減につながる取組を促進する。
- ⑩ 文書をPCから必要枚数のみをプリントアウトする。



【コピー機前に啓発ポスター】

(7) グリーン購入

- ① エコマーク商品カタログより、物品を調達する。
- ② 調達価格は現状を維持する。

(8) 地域環境活動への参加

- ① 環境美化の日
- ② びわこ一斉清掃
- ③ 事務所周辺の一斉清掃



【周辺地域の清掃活動】

(9) エコキャップ収集活動

- ① ペットボトルのキャップを外して集め再資源化することで「地球環境を改善し」またキャップの再資源化で得た売却益をもって「発展途上国のこどもたちにワクチンを贈る」事業に賛同し、キャップを回収し定期的に送付しています。

2012年3月現在 145,000 個を寄付し、182 人分のワクチンを提供しました。



(10) 環境コミュニケーション

事業所の利用者に対し、環境関連情報の開示を行うことは、本協会の社会的責任であり、利用される方と一体となった環境活動の実践は、イベントや大会での排出物削減等には不可欠です

環境関連法規への違反、訴訟等の有無

(1) 適用となる主な環境関連法規

法 律	対象備品	違反・訴訟の有無
・ 特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)	エアコン、テレビ、冷蔵庫等	無
・ 資源の有効な利用の促進に関する法律	パソコン、ディスプレイ	無
・ 廃棄物の処理および清掃に関する法律	電球他	無
・ フロン回収破壊法	エアコン他	無
・ 消防法消防法第8条の2の2	ガソリン他	無
・ 電気事業法第43条第1項および第4項	空調機他	無
・ 自動車リサイクル法	公用車	無
・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	シート	無
・ 液化石油ガスの確保および取引の適正化に関する法律	ガス	無
・ 旅館業法	宿泊室	無
・ 高圧ガス保安法第26条	ガス	無

(2) 違反、訴訟等

環境関連法規への違反はありません。なお、関係当局よりの違反等の指摘は、過去3年間ありません。

代表者による全体評価と見直し記録

1. 見直し情報（環境管理責任者からの見直し情報）

- （１） 現在の活動計画での節減は限界に近づいており、長期の展望を見ても、省エネ電気設備機器の導入等の設備投資も出来る現状ではない。
- （２） 活動計画の評価において、絶対評価では達成感が稀薄となるので、H24 年度からは、原単位で目標達成の評価を実施し、活動計画の目標をしっかりと掲げる。
- （３） 公共施設として、県民サービスの低下とにならないよう環境目標を意識し、節電に心がける。
- （４） 法律等の遵守評価の結果、法規・条例は適切に遵守されており、関係当局からの指摘等もない。
- （５） 利害関係者による要望事項も特にない。

2. 上記見直し情報に対する変更の必要性の有無・指示内容（代表者の意見）

- （１）・・・現在の取組を適切に実行するとともに、出来る範囲で計画値の設定をする。また事業所別に項目（電気、水道、廃棄物等）ごとに取り組む。
- （２）・・・従来通りの原単位に直し、活動計画の目標値を設定する。
- （３）・・・県民サービスの低下とにならないよう、出来る範囲において節電を実施する指示。
- （４）・（５）・・・法規・条例等の遵守について指摘のない取組をお願いします。